

## 料金の免除について

接種の対象者のうち、下の表に該当する方は、接種料金が免除されます。  
料金の免除には、所定の証明書類（下の表●のうち、いずれかひとつ）を接種当日に接種を受ける医療機関に提出することが必要です。

**後日、証明書類を提出しても、接種料金を返金することはできませんのでご注意ください。**

料金が免除される方	持参する証明書類（主なもの）
生活保護世帯の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護受給証明書（証明願）</li> <li>●保護変更決定通知書 ※世帯主のみ。一番近い月のもの。 また年齢・住所を確認できる書類も併せてお持ちください。</li> </ul>
市民税非課税世帯の方 (世帯全員が非課税の場合のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護保険料納入（特別徴収決定・変更・停止）通知書※1 〔通知書の2枚目に記載されている保険料段階が 第1段階、第2段階、第3段階の方〕</li> <li>●後期高齢者健診受診券（原則75歳以上の方） 札幌市から送付された受診券で後期高齢者検診の自己負担額が「0円」である方</li> <li>●後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ※75歳以上の方又は65～74歳で一定の障がいのある方   <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-left: 20px;">高齢者用肺炎球菌ワクチンの接種のために上記の書類は再発行できません。上記の書類を紛失してしまった場合、該当しない場合など、他に証明書類がない場合は、世帯全員分（高校生以下の世帯員を除く）の市・道民税に係る「課税証明書」を医療機関に提出してください。※1</div> </li> </ul>
東日本大震災による被災等に伴う避難のために被災地から札幌市内に居留しており、対象地域に住民登録がある方※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>●罹災証明書</li> <li>●健康保険証</li> <li>●運転免許証など</li> </ul> <div style="margin-left: 20px;">} 避難前の住所地及び年齢が確認できるもの</div>

※1 7月までに接種する方は前年度、8月以降に接種する方は当該年度の通知書・証明書が必要です。

※2 被災地として本事業の対象となる市町村  
岩手県、宮城県、福島県の全域 青森県、栃木県、千葉県、茨城県のうち一部（詳しくはお問い合わせください。）

## お問い合わせ先

・高齢者肺炎球菌ワクチン接種に関するご相談・ご質問は、医療機関や各区保健センターにお問い合わせください。

## 各区保健センター（健康・子ども課）〈月～金（祝日を除く）8:45～17:15〉

中央保健センター ☎ 205-3351	豊平保健センター ☎ 822-2469
北保健センター ☎ 757-1185	清田保健センター ☎ 889-2047
東保健センター ☎ 711-3211	南保健センター ☎ 581-5211
白石保健センター ☎ 862-1881	西保健センター ☎ 621-4241
厚別保健センター ☎ 895-1881	手稲保健センター ☎ 681-1211

・予防接種実施医療機関等は、札幌市保健所ホームページでもご案内しています。

## 「札幌市 肺炎球菌 ワクチン」で検索

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f1kansen/koureihaenn.html>



札幌市国民健康保険では40歳以上の方を対象に、生活習慣病予防のための健康検査を行っています。（75歳以上の方は「後期高齢者健診」になります。）  
（担当）札幌市保健福祉局保険医療部国保健康推進担当課 TEL 211-2887

[発行] 札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課 ☎ 622-5199

SAPPORO  
さっぽろ市  
02-F06-22-2492  
R4-2-1554

## 高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種のお知らせ（説明書）

## 対象者

札幌市に住民登録がある方又は東日本大震災による被災等に伴う避難のため札幌市内に居住している方で、以下の（1）及び（2）に該当する方

（1）これまで1度も23価肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン、商品名：ニューモバックスNP）を接種したことが無い方※

※過去に、札幌市の助成を受けて、4,400円又は無料（免除）で、23価肺炎球菌ワクチンを接種したことがある方は対象外です。  
※任意（自己負担）で、23価肺炎球菌ワクチンを接種したことがある方も対象外です。

（2）下記の年齢の①又は②のいずれかに該当する方

① 下記のいずれかに該当する方（令和5年度対象者）

【65歳】 昭和33年4月2日生まれ～昭和34年4月1日生まれの方

【70歳】 昭和28年4月2日生まれ～昭和29年4月1日生まれの方

【75歳】 昭和23年4月2日生まれ～昭和24年4月1日生まれの方

【80歳】 昭和18年4月2日生まれ～昭和19年4月1日生まれの方

【85歳】 昭和13年4月2日生まれ～昭和14年4月1日生まれの方

【90歳】 昭和8年4月2日生まれ～昭和9年4月1日生まれの方

【95歳】 昭和3年4月2日生まれ～昭和4年4月1日生まれの方

【100歳】 大正12年4月2日生まれ～大正13年4月1日生まれの方

② 接種日現在で60歳以上65歳未満の方であって、心臓、じん臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいのある方

## 接種期間と回数

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に 1回

## 接種場所

## 実施医療機関

（パソコン及び携帯電話から「札幌市 高齢者用予防接種 医療機関」で検索できます）

※予約が必要な場合や、かかりつけの患者の接種を優先的に行っている場合がありますので、事前に実施医療機関に確認をお願いします。

## 接種料金

4,400円（非課税世帯の方は証明書持参で無料）

## 持つて行くもの

- 年齢、住所を確認できる書類（健康保険証、運転免許証、マイナンバーカードなど）【全員】
- 身体障害者手帳（1級）又は医師の診断書（写しでも可）【上記対象者②の方のみ】
- 接種料金免除に係る証明書類【料金免除の対象者のみ】4ページを御確認ください。

**注意** 証明書類を持参していない場合は料金は免除になりません。また、後日提出した場合も、料金は返金されません。ご注意ください。



## 1 肺炎球菌感染症と23価肺炎球菌ワクチンについて

肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、唾液などを通じて飛沫感染します。日本人の約3～5%の高齢者では鼻や喉の奥に菌が常在しているといわれており、この菌が何らかのきっかけで進展することで、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。

肺炎球菌には90種類以上の血清型があり、定期接種で使用される23価肺炎球菌ワクチンは、そのうちの23種類の血清型に効果があり、この23種類の血清型は成人の重症の肺炎球菌感染症の原因の64%を占めるという研究結果があります。

なお、現在定期接種の対象となるワクチンは、23価肺炎球菌ワクチンのみで、沈降13価肺炎球菌ワクチン（商品名：プレベナー13）は定期接種の対象外です。

## 2 予防接種を受ける前に

- 接種前にはこの説明書をよく読んだうえで、予診票を記入してください。予診票は、予防接種の可否を決める大切な情報ですので、接種を受ける方が責任をもって記入してください。
- 過去に23価肺炎球菌ワクチンを接種したことがある場合は、定期予防接種の対象外です（自費で接種した場合も含む）。
- 23価肺炎球菌ワクチンは5年以内に再接種を行うと、注射部位の痛みなどが強く出ることがあります。接種前に必ず接種歴を御確認ください。接種歴が不明の方は、必ず接種前に医師や看護師に申し出てください。

## 3 予防接種を受けることができない場合

- 下記の方は肺炎球菌ワクチンの接種を受けることができません。
  - 37.5℃以上の熱がある方
  - 重い急性疾患にかかっている方
  - 23価肺炎球菌予防接種に含まれる成分によって、アナフィラキシーショックを起こしたことが明らかな方
  - その他、医師が不適当な状態と判断した方
- 下記の方は、予防接種を受ける前に、担当医師とよく相談してください。
  - 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患有する方
  - 予防接種後2日以内に発熱、全身性発疹等のアレルギーを疑う症状がみられた方
  - 過去にけいれんの既往のある方
  - 過去に免疫不全の診断がされている方

(5) 23価肺炎球菌予防接種に含まれる成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある方

(6) 2週間以内に新型コロナワクチンを接種された方

## 4 予防接種後の注意

- 接種後24時間は副反応の出現に注意し、観察しておく必要があります。特に、接種後30分以内は健康状態の変化に注意してください。
- 入浴は、接種後1時間以上経過してから行うようにしてください。
- 過激な運動、大量の飲酒は、それ自体で体調の変化をきたす恐れがあるので、接種後24時間は避けてください。

## 5 23価肺炎球菌ワクチン接種の副反応

- 予防接種の後、まれに副反応が起こることがあります。また、他の病気がたまたま重なることもあります。
- 予防接種の注射のあとが、赤みを帯びたり、はれたり、痛んだり、また、わずかに熱が出たり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさ等が見られることがあります、通常2～3日中に治ります。接種後、これらの症状が強く現れた場合は、接種した医師にご相談ください。
- 23価肺炎球菌ワクチンは5年以内に再接種を行うと、注射した場所が痛んだり赤くなったり、かたくなったりする副反応が強く出ることがあります。

## 6 予防接種後健康被害救済制度

23価肺炎球菌ワクチン接種によって引き起こされた副反応（疑い含む）により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

ただし、補償を受けるためには、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前や後に紛れ込んだ感染症又は別の原因等）によるものなのかの因果関係を救済請求に基づいて国審査会にて審議し、予防接種によるものと厚生労働大臣が認定が必要です。

## 7 再接種について

- 2回目以降の再接種を受ける際は、前回接種から必ず5年以上あけてください。
- 2回目以降の接種を受けた方がよいかはおひとりおひとりの状態によって異なります。再接種の必要性や、いつ接種するかについては医療機関で御相談ください。
- 2回目以降の接種は費用助成はなく、自費になりますのでご注意ください。